

大津市瀬田地区における道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づく乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関する関係者の合意内容については、下表のとおりである。

旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称	所在地	停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項	利用期間	関係者
瀬田駅	滋賀県大津市月輪一丁目5-8番地先	一般乗用旅客自動車運送事業者（近江タクシー株式会社）が行う旅客の運送（道路運送法第21条第2号、通称「大江循環コミュニティバス」）の用に供する自動車	最左欄の停留所等を使用している一般乗合旅客運送事業者と運行時刻について、調整を図ること。 最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限る。	令和5年4月1日から当面の間	大津市 近江鉄道株式会社 滋賀県公安委員会 近畿運輸局
瀬田駅口（西向き）	滋賀県大津市瀬田南大萱町2553-2番地先				
瀬田駅口（東向き）	滋賀県大津市瀬田南大萱町2557番地先				